



長野県報

3月30日(金)
平成24年
(2012年)
号外

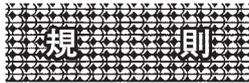
目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課).....	1
事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課).....	4
長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程(企業局).....	5
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程(企業局).....	5
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課).....	6
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則(教育総務課).....	7
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	7

訓令

財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正(人事課).....	8
長野県組織規則に定める本庁内部部局又は現地機関における兼務に関する規程の一部改正(人事課).....	8
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正(人事課).....	8
長野県庁消防規程の一部改正(管財課).....	10
長野県文書規程の一部改正(情報公開・私学課).....	10
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正(行政改革課).....	11
長野県教育委員会文書規程の一部改正(教育総務課).....	11
長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正(教育総務課).....	12
教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正(教育総務課).....	12



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年 3月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第26号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第30条の5」を「第30条の6」に、「一第56条の4」を「第56条の3」に、「一第81条の12」を「第81条の11」に、「第81条の13・第81条の14」を「第81条の12・第81条の13」に、「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に、「第221条」を「第221条の2」に、

「第57款の2 千曲川流域下水道建設事務所(第221条の2一第221条の4)」

を
「第57款の2 諏訪湖流域下水道事務所(第221条の3一第221条の5)」

第57款の3 千曲川流域下水道建設事務所(第221条の6一第221条の8)」

に、「第238条」を「第237条」に、「第239条」を「第238条」に改める。

第3条第3号中「管財課」を「財産活用課」に改め、同条第7号中「国際課」を「移住・交流課 国際課」に改める。

第4条中「及び観光振興課」を「観光振興課及び移住・交流課」に改める。

第4条の5中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第4条の7第1項第2号を削り、同項第3号中「及び鉄道」を削り、同項中同号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 交通政策課に、新幹線・在来線企画室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 新幹線鉄道(中央新幹線を除く。次号において同じ。)の整備促進に関すること。
- (2) 新幹線鉄道に係る並行在来線対策の企画及び調整に関すること。
- (3) 鉄道の運行維持及び振興に関すること。

3 交通政策課に、中央新幹線の整備促進及び整備に伴う地域振興策の調整に関する事務をつかさどらせるため、リニア推進振興室を付置する。

第5条の2中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第8条(見出しを含む。)中「管財課」を「財産活用課」に改め、同条第10号を削り、同条第9号中「本庁における」を削り、「修繕」

を「製造の請負の入札等」に改め、同号を同条第10号とし、同条第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「公舎」を「知事宿舎」に改め、同条中同号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「公有財産、」を削り、「基金」を「基金の管理」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 公有財産の効率的な活用に係る総合調整その他公有財産に関すること。

第11条第1項第9号中「一般社団法人及び一般財団法人」を「公益社団法人及び公益財団法人並びに移行法人」に改め、同条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 情報公開・私学課に、県立4年制大学の設立の準備及び県立大学(看護大学を除く。)に関する事務をつかさどらせるため、県立大学設立準備室を付置する。

3 県立大学設立準備室に、その事務を分掌させるため、班を置くことができるものとし、その設置は、当該室長があらかじめ知事の承認を得て定める。

4 前項の規定により室に班を置く場合において、その事務を管理させるため、班長を置き、担当係長の職以上の職にある職員のうちから、当該室長が指定する。

第13条第2項を次のように改める。

2 行政改革課に、地方分権の推進に関する事務をつかさどらせるため、地方分権推進室を付置する。

第17条第7号中「及び障害者介護給付費等不服審査会」を「、障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会」に改め、同条第8号中「知的障害児施設」を「障害児入所施設、」に改める。

第28条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条に次の1項を加える。

2 産業政策課に、産業集積に関する事務をつかさどらせるため、次世代産業集積室を付置する。

第28条の2第12号を削る。

第30条の3第3号中「、通訳案内業及び観光案内業」を削り、同条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 信州登山案内人に関すること。

第30条の3に次の1項を加える。

2 観光企画課に、信州ブランドの推進に関する事務をつかさどらせるため、信州ブランド推進室を付置する。

第30条の4第1項第1号中「振興」を「振興及び宣伝」に改め、「次号において同じ。」を削り、同項第2号中「観光の宣伝」を「県産品の消費拡大」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 観光振興課に、国際観光推進室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 国際観光の振興及び宣伝に関すること。
(2) 通訳案内業に関すること。

第2章第1節第1款第5目の2中第30条の5を第30条の6とし、第30条の4の次に次の1条を加える。

(移住・交流課)

第30条の5 移住・交流課は、県外からの移住に関する事務及び国内外との交流の推進に関する事務(国際観光推進室及び国際課の所管に属するものを除く。)をつかさどる。

第43条第1項第6号中「建設事務所」の次に「、諏訪湖流域下水道事務所」を加える。

第56条の4を削る。

第81条の10中「、社会福祉の増進に寄与することを目的として」を削り、「を養成するとともに、介護に関する知識及び技術の普及」を「の養成」に改める。

第81条の12を削り、第2章第2節第10款の5中第81条の13を第81条の12とし、第81条の14を第81条の13とする。

第2章第2節第20款の款名を次のように改める。

第20款 信濃学園(障害児入所施設)

第105条中「保護するとともに、」を「保護し、日常生活の指導を行い、並びに」に改める。

第165条中「観光の振興及び宣伝並びに県産品の販路拡張」を「次の各号に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 観光の振興及び宣伝に関すること。
(2) 県産品の消費拡大に関すること。
(3) 県外からの移住及び国内外との交流の推進に関すること。

第221条第1項中「及び整備課」を「、整備課及び用地課(長野県下伊那南部建設事務所を除く。)」に改め、同条第2項中「次の表の左欄に掲げる建設事務所に、右欄に掲げる課」を「長野県松本建設事務所及び長野県長野建設事務所に計画調査課を、長野県安曇野建設事務所に公園下水道課」に改め、同項の表を削り、同条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第5項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第2章第2節第57款の2中第221条の5を第221条の8とし、第221条の4を第221条の7とし、第221条の3を第221条の6とし、同節中同款を第57款の3とし、第57款の次に次の1款を加える。

第57款の2 諏訪湖流域下水道事務所

(業務)

第221条の3 長野県諏訪湖流域下水道事務所は、次の各号に掲げる事務を行うところとする。

- (1) 諏訪湖流域下水道の管理に関すること。
(2) 諏訪湖流域下水道工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。

(位置等)

第221条の4 長野県諏訪湖流域下水道事務所の位置は、諏訪市とする。

2 長野県諏訪湖流域下水道事務所は、長野県諏訪建設事務所に付置する。

(内部組織)

第221条の5 長野県諏訪湖流域下水道事務所に、その事務を分掌させるため、管理課及び整備課を置く。

2 管理課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 流域下水道の管理(整備課に属する事務を除く。)に関すること。
(2) 流域関連公共下水道の管理に関すること。
(3) 整備課の所管に属さないこと。

3 整備課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 下水道工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。
(2) 流域下水道の維持保全に関すること。
(3) 流域関連公共下水道の工事に関すること。

第236条から第238条までを削り、第2章第3節に次の2条を加える。

第236条及び第237条 削除

第3章中第239条の前に次の1条を加える。

(危機管理監)

第238条 本庁に危機管理監を置き、上司の命を受けて、危機管理に関する事務を統括掌理するとともに、県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対応に関する事務について、部長その他の職員を指揮監督する。
第239条の見出しを「(部長等)」に改める。

別表第32の1の長野県障害者施策推進協議会の項中「第26条」を「第36条」に、「及び」を「の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な」に改め、同表の2の長野県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

長野県障害児通所給付費等不服審査会	長野県障害児通所給付費等不服審査会条例(平成24年長野県条例第15号)第2条の規定による審査請求の事件の審査に関すること。	障害者支援課
-------------------	---	--------

別表第33の危機管理防災課の項中

防災専門員	防災対策に関する専門的業務
-------	---------------

を

危機対策幹	危機管理に関する専門的業務の総括掌理
防災専門員	防災対策に関する専門的業務

に改め、同表の交通政策課の項中

交通政策課

「リニア推進振興室」に改め、同表の管財課の項中

「管財課」を「財産活用課」に改め、同表の産業政策

課の項中「上海駐在員」「香港駐在員」を「上海駐在員」に改め、同表の

国際観光推進室の項中「国際観光推進室」を

「移住・交流課」に改め、「海外からの」を削り、同表の会

計課の項中「(会計指導に属する事務を除く。)」を削り、

会計審査員	会計法(昭和22年法律第35号)第13条の2第1項に規定する職務、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条に規定する職務、財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第64条及び第88条に規定する職務、同規則第288条第2項において準用する同規則第282条第1項に規定する検査員の職務並びに会計事務の指導
-------	--

を

会計審査員	会計法(昭和22年法律第35号)第13条の2第1項に規定する職務、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条に規定する職務並びに財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第64条及び第88条に規定する職務
会計指導幹	会計指導員としての職務及び会計指導員の事務の総括掌理
主任会計指導員	会計指導員としての職務及び会計指導員の事務の掌理
会計指導員	財務規則第288条第2項において準用する同規則第282条第1項に規定する検査員の職務及び会計事務の指導

に改める。

別表第36の消費生活センターの項を次のように改める。

消費生活センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

別表第36の自治研修所の項中

教授	学理、知識又は技術の教授
----	--------------

を

次長	所長の職務執行の補佐及び所務の整理
教授	学理、知識又は技術の教授

に改め、同表の介護センターの項を削り、同表の波田学院の項中

児童福祉法施行令第36条第3項に規定する職務	を
児童福祉法施行令第36条第4項に規定する職務	

入所児童の自立支援	に改め、同
入所児童の生活支援	

表の千曲川流域下水道建設事務所の項中

千曲川流域下水道建設事務所

諏訪湖流域下水道事務所 千曲川流域下水道建設事務所	に改め、同表の会計センターの項中
------------------------------	------------------

会計審査幹	会計審査に関する専門的事務の総括掌理
主任会計指導員	会計指導員としての職務及び会計指導員の事務の掌理
会計指導員	財務規則第288条第2項の規定により準用する同規則第282条第1項に規定する検査員の職務及び会計事務の指導

を

会計審査幹	会計審査に関する専門的事務の総括掌理
-------	--------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成24年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第27号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の(1)を次のように改める。

- (1) 予算執行。ただし、委託予定価格が500万円以上の委託契約（建設工事並びに職員宿舎及び寄宿舎の賄・清掃業務に係るものを除く。）に係る業者の選定並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定による歳入の徴収又は収納の委託の契約及び第165条の3第1項の規定による支出事務の委託の契約の締結については、あらかじめ知事の承認を要するものとする。

別表第2の3の(1)の(ア)中「及びウ並びに」を「からエまで及び」に改め、同(1)に次の事項を加える。

- エ 当該機関の所掌に係る財務規則第64条の規定による支出負担行為の事前審査

別表第2の6の(1)を次のように改める。

- (1) 財務に関する事項
地域農業改良普及センターの予算執行等並びに会計センターの予算執行等及び財産管理等

別表第2の6の(5)の(ア)を削り、同(イ)を同(ア)とし、同(ウ)を同(イ)とし、同(エ)を同(ウ)とし、同(2)に次の事項を加える。

- ス 農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け23農技第139号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付（事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。）

別表第2の6の(4)の(ア)の(7)中「(ハ)、(キ)、(ク)、(ケ)及び(コ)」を「(カ)、(キ)及び(ク)」に改め、同(4)に次の事項を加える。

- ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づく次の事項
(7) 第26条第1項の規定による緊急調査の実施

- (イ) 第26条第2項の規定による緊急調査の終了
- (ウ) 第28条第1項の規定による土地への立入り等
- (エ) 第29条第1項の規定による通知及び周知
- (オ) 第29条第2項の規定による市町村長への情報の提供

別表第2の6の(4)の(ア)の(7)の(ハ)中「別表第9の2の(8)の(ア)及び(イ)」を「別表第9の2の(8)の(ア)及び(イ)」に改め、同(5)の(オ)を削り、同(カ)を同(オ)とし、同(6)の(イ)の(7)中「及び同意」を削り、同(ウ)及び(キ)中「同意並びに」を削り、同(7)の(ア)中「から(ハ)まで」を「(イ)及び(ハ)」に改め、同(7)から(イ)までの規定中「の規定」を「(第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同(ハ)及び(キ)中「の規定」を「(第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同(7)中「及び第18条第22項」を「(第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）及び第18条第22項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。））」に改め、同(7)中「第9条」の次に「(第88条第1項から第3項まで及び第90条第3項（第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第1項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」を加え、同(7)中「第10条」の次に「(第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同(7)中「第12条」の次に「(第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）」を加え、同(ハ)及び(ロ)中「の規定」を「(第87条の2（第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同(キ)中「地階」を「(カ)、(ハ)、(キ)及び(ロ)から(シ)までにおいては、地階」に改め、同(7)に次の事項を加える。

- セ ふるさと信州・環の住まい認定要綱（平成22年2月26日付け21住第451号建設部長通知）の規定に基づく事務
- ソ 信州型住宅リフォーム助成金交付要綱（平成24年3月6日付け23住第401号建設部長通知）の規定に基づく助成金の交付

別表第2の6の(7)を次のように改める。

- (7) 建築士事務所に関すること。
建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく次の事項
ア 第23条の6の規定による報告書の受理
イ 第26条の2第1項の規定による報告の徴取及び立入検査（第26条に係るものを除く。）

別表第2の7の(15)の(イ)に次の事項を加える。

- (イ) 第115条の35第3項の規定による調査
別表第2の7の(18)の(イ)の(ウ)中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同(ウ)中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同(ウ)中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同(ウ)中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同(ロ)中「第57条の2第1項」を「第57条の2第3項」に改め、同(7)中「第57条の3第1項」を「第57条の3第2項」に改め、同(ハ)中「第57条の4」を「第57条の4第2項」に改め、同(カ)を削り、同(ケ)を同(カ)とし、同(コ)から(シ)までを同(ケ)から(サ)までとし、同(20)の(イ)を削り、同(ウ)を同(イ)とし、同(エ)を削り、同(オ)を同(ウ)とし、同(カ)から(シ)までを同(エ)か

らコまでとし、同(21)のウを削り、同エを同ウとし、同(23)中「の交付」の次に「(長野県国民健康保険団体連合会に係るものを除く。)」を加え、同10の(1)のナ及びニを削り、同16の(12)のアの(ハ)を削り、同27の(4)のアの(セ)を削り、同(7)を同(セ)とし、同39の(10)中「(平成12年法律第57号)」を削り、同(10)に次の事項を加える。

- コ 第26条第1項の規定による緊急調査の実施
- サ 第26条第2項の規定による緊急調査の終了
- シ 第28条第1項の規定による土地への立入り等
- ス 第29条第1項の規定による通知及び周知
- セ 第29条第2項の規定による市町村長への情報の提供

別表第2の46の(1)を次のように改める。

- (1) 教育委員会の所掌に係る事項に関する予算執行（教育用公有財産の取得（1件1,000万円未満の取得（土地に係るものを除く。）を除く。）又は処分に関する契約、寄付金の受領に関する契約、学校林に係る部分林契約及び議会の議決又は同意を要する契約を除く。）。ただし、委託予定価格が2,500万円以上の委託契約（建設工事並びに職員宿舍及び寄宿舎の賄・清掃業務に係るものを除く。）に係る業者の選定については、あらかじめ知事の承認を要するものとする。

別表第2の46の(8)中「設置に係る」の次に「中学校、」を加える。

別表第3の2中「及び(ス)並びにオの(シ)」を「、(ス)及び(フ)、オの(シ)並びにキの(ス)及び(セ)」に改め、同3中「(フ)」を「、(フ)」に、「イ、エ及びオ」を「及びウ」に改め、同5中「、(ネ)及び(ハ)」を「及び(ネ)」に改める。

別表第4の1の(5)中「及び」を「、危機管理監及び」に改める。

別表第6の2を削り、同3を同2とし、同4を同3とする。

別表第9の1中「、長野県松本消費生活センター岡谷支所長」を削り、同2の(6)を次のように改める。

- (6) 防災に関する事項

- ア 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定による緊急輸送車両の確認並びに同条第2項の規定による標章及び証明書の交付
- イ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の規定による緊急輸送車両の確認並びに同条第2項の規定による標章及び証明書の交付
- ウ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第8条の規定により読み替えて適用される災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による緊急輸送車両の確認
- エ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条においてその例によるものとされた災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による緊急輸送車両の確認並びに同条第2項の規定による標章及び証明書の交付

別表第9の2の(8)のアの(7)から(ハ)までを削り、同(キ)を同(7)とし、同(ク)中「(キ)及び(ク)の許可並びに(コ)及び(シ)の協議に係るものに限る。(ク)及び(ク)において同じ。）」を削り、同(ク)を同(7)とし、同(ク)中「(キ)の許可に係るものに限る。）」を削り、同(ク)を同(7)とし、同(コ)を同(7)とし、同(ク)を同(7)とし、同(ク)の次に次の事項を加える。

- (ハ) 第5条第3項において準用する第3条第5項の規定による条件の付加

別表第9の2の(8)のアの(シ)を同(キ)とし、同(ス)から(フ)までを同(ク)から(シ)までとし、同12の(2)中「(イ（公金振替命令書の受理に限る。))及びウからクまでに掲げる事項にあつては、別表第2の3の(1)の

エの当該機関をいう。))」を削る。

別表第10の1の(4)を削る。

別表第11の1中「長野県長野技術専門校長」の次に「、長野県松本技術専門校長」を加え、同3中「及び長野県松本技術専門校長」を削り、同(2)中「又は庶務を所管する分掌組織の長」を削り、同6中「長野県東京事務所長」を「長野県自治研修所長、長野県東京事務所長」に改め、同9中「長野県自治研修所長、介護センター所長、」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成24年3月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

長野県公営企業管理規程第2号

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局文書取扱規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中第16号及び第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号から第21号までを2号ずつ繰り上げる。

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「あつては本庁の文書主任、同項第6号の事務にあつては」を「つては、」に改め、「、それぞれ」を削る。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第41条第1項中「総合行政ネットワーク文書及び」を削り、同項ただし書を削る。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

附 則

この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。

企業局

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成24年3月30日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

長野県公営企業管理規程第3号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

別表第3の南信発電管理事務所の項中「美和発電所、春近発電所、西天竜発電所、与田切発電所、奥木曾発電所及び高遠ダムの電気施設の維持管理」を「電気施設の管理」に、

制御課		(1) 発電計画及び統計に関する事項 (2) 発電所の運転に関する事項
南部管理所	下伊那郡松川町	四徳発電所、小渋第1発電所、小渋第2発電所、小渋第3発電所、大鹿発電所及び大鹿第2発電所の電気施設の維持管理に関する事項
高遠ダム管理所	伊那市	高遠ダムの操作に関する事項

を

制御第一課		(1) 発電計画及び統計に関する事項 (2) 発電所の運転に関する事項 (3) 発電所の電気施設の維持保全に関する事項
制御第二課		(1) 発電所の操作に関する事項 (2) 発電所の電気施設の維持保全に関する事項
高遠ダム管理所	伊那市	(1) 高遠ダムの操作に関する事項 (2) 高遠ダムの電気施設の維持保全に関する事項

に改め、同表の北信発電管理事務所の項中「維持管理に関する事項」の次に「(菅平ダム発電管理所の所掌に属するものを除く。)」を加え、

「菅平発電所の運転及び菅平ダムの操作に関する事項」を

「(1) 菅平発電所の運転及び菅平ダムの操作に関する事項
(2) 菅平発電所及び菅平ダムの電気施設の維持保全に関する事項」に改

める。

附 則
(施行期日)

- この管理規程は、平成24年4月1日から施行する。
(企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程)
- 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。
第5条を削り、第5条の2を第5条とする。

企 業 局

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成24年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中第9号から第11号までを削り、第12号を第9号とし、第13号から第20号までを3号ずつ繰り上げる。

第5条第1号中「付属幼稚園」を「長野県短期大学付属幼稚園」に改め、同条第3号中「の同意」を削る。

第6条の2第3号中「の同意」を削る。

第17条第3項第2号中「指導及び」を削る。

第18条第1号中「長野県総合教育センター設置条例」を「長野県総合教育センター条例」に改め、同条第9号中「長野県山岳総合センター設置条例」を「長野県山岳総合センター条例」に改める。

第19条及び第20条中「長野県総合教育センター設置条例」を「長野県総合教育センター条例」に改める。

第21条第1項及び第3項中「企画開発部」を「企画調査部」に改め、同条第5項第2号を次のように改める。

(2) 教育の課題に関する研修に関すること。

第33条の4第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 長野県立歴史館協議会の庶務に関すること。

第36条中「長野県山岳総合センター設置条例」を「長野県山岳総合センター条例」に、「健全な登山」を「安全な登山に関する知識及び技能の普及啓発その他の山岳における野外活動」に、「教育事業」を「教育事業並びに山岳における野外活動に関する普及事業」に改め、同条第4号中「その他、」を削り、「及びスキー講習会の開設等」を「、スキー講習会等の開設及び」に、「指導養成」を「指導者の養成」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、山岳における野外活動に関する教育事業及び普及事業に係る事務

別表第6の2の長野県信濃美術館協議会の項中「(昭和44年長野県条例第32号)」を削り、同表の長野県文化財保護審議会の項の次に次のように加える。

長野県立歴史館協議会	長野県立歴史館条例第4条及び博物館法第20条の規定による長野県立歴史館の運営に関する館長への答申及び意見の具申に関すること。	文化財・生涯学習課
------------	--	-----------

別表第8の教育機関の項中

主事	一般的な業務を行う職務
運転技師	自動車の運転業務
庁務技師	庁務に関する技術業務及び他の職に属する以外の労務

を

主事	一般的な業務を行う職務
----	-------------

に改め、同表の総合教育センターの項中

総務係長	所長が指定する特定の事務の分掌
------	-----------------

を

総務係長	所長が指定する特定の事務の分掌
運転技師	自動車の運転業務
庁務技師	庁務に関する技術業務及び他の職に属する以外の労務

に改め、同表の山岳総合センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月30日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第9号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び3」を削る。

別表第6の2を同3とし、同1の次に次の事項を加える。

2 総務部長に補助執行させる事項

長野県短期大学付属幼稚園に関すること。

別表第7の3中「、長野県生涯学習推進センター所長及び長野県山岳総合センター所長」を「及び長野県生涯学習推進センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

教育総務課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「|知事の事務部局の本庁の部長|」を

「|危機管理監
|知事の事務部局の本庁の部長|」に、

「|会計参事|」を「|会計参事
|自治研修所長|」に、「佐久建設事

務所長 上田建設事務所長 飯田建設事務所長 松本建設事務所長」を「松本建設事務所長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「部長 医療政策監」を「危機管理監 部長 医療政策監」に改め、「条例案の審査を担当する」

を削り、「|福祉大学校 |所長|
|介護センター |所長|」を

「|福祉大学校 |所長|」に、

「|北信建設事務所飯山 |所長|
|事務所 |」を

「|北信建設事務所飯山 |所長|
|事務所 |
|諏訪湖流域下水道事 |所長|
|務所 |」に改め、同表の教育委員会事

務局及び教育機関の項中

「|山岳総合センター |所長
|高等学校 |校長 教頭 事務長 |
|特別支援学校 |校長 教頭 事務長 |」を

「|中学校 |所長 副校長
|高等学校 |校長 副校長 教頭 事務長 |
|特別支援学校 |校長 副校長 教頭 事務長 |」に改め

る。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「|本庁の部長|」を

「|危機管理監
|本庁の部長|」に、「|会計参事 |」を

「|会計参事
|自治研修所長|」に、「佐久建設事務所長 上田建設事務所

長 飯田建設事務所長 松本建設事務所長」を「松本建設事務所長」に、「|自治研修所長 |」を「|自治研修所次長|」に改め、「佐久建設事務所長、上田建設事務所長、飯田建設事務所長、」

を削り、「|調査幹 |」を「|会計指導幹 |
|調査幹 |」に、

「|地方事務所の農政課長以外の課長 |
|介護センター所長 |」を「|地方事務所の農

政課長以外の課長|」に、「|河川改良事務所長 |」を

「|諏訪湖流域下水道事務所長 |
|河川改良事務所長 |」に改め、同アの教育委員会の

事務局及び教育機関の項中「|歴史館副館長
|山岳総合センター所長|」を

「|歴史館副館長 |」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

人事委員会事務局